議第14号

平成24年度滋賀県公営競技事業特別会計予算

平成24年度滋賀県の公営競技事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54,610,000千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、350,000千円と定める。

上記の議案を提出する。

平成24年２月16日

滋賀県知事　嘉　田　由紀子

第1表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
1 公営競技事業収入		千円 26,893,948
	1 公営競技開催収入	26,893,948
2 使用料及び手数料		23,659
	1 使用料	23,659
3 財産収入		14
	1 財産運用収入	4
	2 財産売払収入	10
4 諸収入		27,692,379
	1 施設利用料	71,232
	2 県預金利子	20
	3 受託事業収入	27,606,174
	4 雑入	14,953
歳入合計		**54,610,000**

歳　出

款	項	金額
1　公営競技事業費		千円 54,375,516
	1　経営費	154,087
	2　開催費	54,221,429
2　公債費		229,484
	1　公債費	229,484
3　予備費		5,000
	1　予備費	5,000
歳出合計		**54,610,000**